

通級指導教室における早期からの教育相談

小林 倫代

(国立特殊教育総合研究所)

様々な形態で行われている通級指導教室における早期からの教育相談について、地域の状況と、幼児・保護者への対応の二つの視点から整理し、早期からの教育相談を行うにあたって、通級指導教室が行うこと、実際の指導の中で配慮すること等を考えたい。

1. 地域の状況にあわせた早期からの教育相談

本報告書の事例の中では北海道、群馬県玉村町、静岡県袋井市、島根県それぞれの地域の一部又は、全地域を網羅した形で幼児への対応についての状況を報告した。

北海道では昭和 55 年から幼児担当者を配置して幼児の指導を行ってきている。北海道の早期療育システムは、池田先生が述べているように、三層構造で考えられ、通級指導教室は第 1 次機関として機能し、子育て支援の一翼を担っている。このシステムは、外部の者が話を聞くととても理想的なように思われる。しかし、北海道の早期療育システムが導入されることにより、既存の施設のある地域では混乱が生じたという。もっとも既存の施設がなかった地域では、大きなメリットがあったのだが。ということは、一つの地方自治体であっても地域の状況はまちまちであり、行政がよかれとして一斉に行う施策も地域によっては逆に混乱を生じさせることもあることを念頭に入れておかななくてはならない。

静岡県でも言語障害通級指導教室がベースになって、幼児の指導については幼児部が設置されてきている。他県に比べると幼児の担当者数は充実しているように思われる。群馬県玉村町においても地域の要請に応じて通級指導教室が対象とする子どもの年齢範囲を拡大してきている。島根県においても通級指導教室がベースになり幼児の指導が行われているが、その通級形態は、市町村で異なっている。いずれの報告でも、地域の要請や保護者の要望により幼児への対応が始まった経緯が分かる。

報告したこれらの地域を久保山が整理した幼児指導機関の設置形態(表 1)と照らし合わせると、北海道の場合は、ほとんど全ての形態があり、群馬県玉村町の状況は、「市町村機関」に設置され設置機関と同様の市町村教育委員会・幼稚園の所属による幼児の担当者が配属されていることになる。静岡県袋井市の状況は、幼稚園に幼児単独の相談部門が設置されている場合と、小学校内に設置され、近隣の市町村立幼稚園の所属する担当者が配属されている場合がある。島根県の場合は、小学校内に市町村教育委員会の所属である幼児担当職員が配属されている状況である。

本報告書には掲載しなかったが、山口県下関市では、小学校の通級指導教室が「地域総合療育システム」に所属して相談活動を行っている⁶⁾。さらに、秋田県でも通級指導教室に同居する形で「県特殊教育地域センター」が設置され、相談活動を行っている²⁾。これらの地域では、教室が、地域における早期療育システムに位置付き、早期からの教育相談を行っている。

一方、八木先生には、地域に幼児の相談機関が無いため、その受け皿作りを「ことばの教室」が中

心になって発信してきた経緯とその具体的な発信文書の例を報告していただいた。この経緯は、地域に相談機関のない教室の先生方に大いに参考になる事例ではないかと考える。「実践を積み重ねること、成果を上げることでシステムが整ってきた」と田中(1998)が述べているように、地道な活動を継続して行っていくことがボトムアップからのシステム作りになるのではないだろうか。

地域・保護者の要請から発信してきたことであり、行政主導であり、通級指導教室が早期からの教育相談を行っていくには、これまで培われてきている母子保健体制との関連を考慮しなくてはならないことは言うまでもない。子どもが誕生して就学に至るまでには、母子保健の体制が整っており、この体制が早期療育・福祉への橋渡しとなっている。このようにすでに出来上がっている母子保健から早期療育・福祉へつながっていく仕組みの中で、通級指導教室が門戸を開くのである。したがって、早期からの教育相談では、すでに機能している母子保健の制度や福祉制度を十分に理解して、それらの機関との役割分担を明確にし、そして連携をはかっていくことが必要であると考えられる。そしてさらにこれらの制度や機関の狭間を埋めることが一つの指命となるのではないだろうか。

報告にあったように地域の療育システムに組み込まれて、早期からの教育相談を行っている教室もあるが、久保山が報告しているように「全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査」の結果からは、指導を受けている幼児の約 2/3 が教室のサービスとして対応されている実態がある。これらの教室では、地域の子どもや保護者の求めに応じ、必要に迫られて行っているのである。八木先生の実践報告のように、教室において幼児の教育相談・指導を行わざるをえないという地域の現状を広く伝え、地域において実施可能な体制づくりや教室における人的、経済的、物理的などの条件整備を訴えていくことが大切であろう。

また、盲・聾・養護学校における早期からの教育相談も提言され、さらに、幼稚園、保育所という幼児を対象とする機関でも地域における幼児に対する相談的役割を果たすような方向性が示されている。教育の分野でも様々な機関が早期からの教育相談を視野に入れた活動を始めている。地域の保育所や幼稚園が障害児を受け入れるが、現実には対応に苦慮し、専門家の助言を求めていることも報告されている⁶⁾。このような現状を踏まえれば、通級指導教室の担当者は、教室で門戸を開いて待っているだけでなく、地域の機関に巡回してその専門性を生かしていくことも大切になってくるだろう。

2. 幼児・保護者への対応

本報告書で幼児・保護者への対応については、松原、窪野、都丸の各先生から報告していただいた。各先生とも子どもや保護者とどのように向かいあうか、担当者としての自分を振り返りつつ報告をまとめてくださった。従来の障害児教育の指導の視点は、障害の状態の改善・克服であった。しかし、今回報告いただいた内容は、子どもの生活や暮らしを大切にすることを中心に据え、子どもの周囲の環境を整えることにより、結果として障害やそれに基づく困難の改善・克服につながるという考え方で指導を展開している。

この考え方は、WHO が 2001 年 5 月に採用した障害観の捉え方 (ICF)⁸⁾ と通じるものがあるように考えられる。この ICF は、障害現象を三つの次元 (心身機能・構造、活動、参加) で見ている。そして環境を障害理解に不可欠の要素として位置付け「人間・環境相互作用モデル」として表してい

る。さらに背景因子として「環境因子」と「個人因子」の二つが示され、障害現象の三つの次元と双方向の矢印で結ばれている。これらによって、環境の重要性が示され、かつそれが生活機能と障害のすべての次元に関連することが示されている。

WHO が新たに採用した障害モデルに基づくと、障害は、健康状態と背景因子（環境因子と個人因子）との間の相互作用、あるいは複雑な関係であるとみられている。これらの要素間には相互作用があるので一つの要素に介入すれば、関連する他の要素も変えてしまう可能性を秘めている。

都丸先生、松原先生の事例報告をWHOのモデルで考えてみると、活動制限（活動上の遂行において個人が持つ困難）にこだわるのではなく、参加制約（生活状況への関与の仕方または程度において、個人がもつ問題のこと）に着目してかかわっていく中で、子どもに成長が見られてきている。まさに相互作用の結果として見ていくことができるのではないだろうか。

保護者とのかかわりについては、窪野先生が「不安や心配を受け止め、保護者の心の安定を図ることの大切さ」を報告している。保護者に対する担当者の姿勢として、同様な内容を述べている報告として、例えば「幼児期に限らず、障害をもつ子どもを育てていく保護者にとって、アドバイスをしてくれる専門家だけでなく、じっくり話を聞いてくれる人、一緒に考えてくれる人が必要である」³⁾、「親と同じ視点に立ち、共に考える姿勢が親への何よりの支援である」⁴⁾、「保護者への対応で大事なことは「話を聞くこと」と、「共にすること」だろう」¹⁾等がある。

以前、筆者らが保護者を対象に行った調査では、通級指導教室に保護者は、「子どもの障害にとどまらない相談の場」「保護者同士の交流」「安心する場」を求めていた。担当の先生方が報告されている内容は、まさに保護者が求めていることと同様である。

乳幼児が対象となる場合、子どもの様子を不安に思っ訪れた親子に対して、子どもの状態をいつ、どのように伝えていくのかは早期からの教育相談を行う担当者の判断に委ねられている。また、他の機関で障害の告知をされ、その対応として子どもへのかかわりと保護者を支える役割とが課せられる場合もある。この点が、学童のみを対象としている通級指導教室と早期からの教育相談との異なる点である。子どもの状態や保護者の考え方等によっても、その接し方、説明の仕方は変わってくるだろう。これという解答はない。経験を積み重ねつつ、個別の対応を行っていくことになる。

3.まとめと今後の課題

本研究では、5人の研究協力者から事例を提供していただいた。そして通級指導教室において早期からの教育相談を考える視点として、地域の状況と、幼児・保護者への対応という二点から整理した。これらの事例報告と筆者らの調査、文献研究から、以下のことがまとめられる。

地域のシステムの状況は様々であり、それぞれに工夫されながら相談にあたっていることが明らかになった。絵に描いた餅（システム）を作ることは大切なことである。ただ、絵の餅は丸くても、実際の餅は、三角や四角になって納まるのである。それが地域の特性、状況に合わせた在り方ということになる。システムが地域や保護者の要請に応えて出来上がってくるとすれば、通級指導教室の対象の拡大は必然的なこととして受け止め、その事実を広く各方面へ伝えていくことが必要である。

また、早期からの教育相談の対象となる乳幼児とその保護者に対しては、母子保健制度の充実や福

祉サービスが国の施策の中で行われてきている。その中で通級指導教室が参画していくことを考えると、その特徴を打ち出していくことが必要であると思われる。通級による指導の特徴を生かした、例えば、保育所や幼稚園に通いながら、必要に応じて相談ができたり指導を受けたりする場であったり、子どもに合わせた1対1の個別の指導を行える場であったりすることが、通級指導教室が行う早期からの教育相談なのではないかと考える。

幼児との対応では、子どもの良さを見だし、そこからかわりをはじめの視点、子どもに身近な大人として子どもの心を共有するしなやかさを持つこと等の担当者の姿勢が大切である。さらに保護者との対応については、発達についての知識や言語についての専門的な知識はもちろんであるが、保護者の不安や心配を受け止め、心の安定が図られるよう精神的に支えていくことも重要であると考えられる。このような対応を行うには、担当者自身の研鑽が大切なことはもちろんである。

子どもをとりまく社会状況は年々変化してきている。筆者らのこれまでの研究から、「通級指導教室における早期からの教育相談」では、幼児への直接的な対応だけでなく、保護者への対応や地域に対しての啓発活動等が重要であることが分かった。

今回の研究では、取り上げた事例が少なく、乳幼児・保護者への対応に対して十分な検討はできなかった。障害のある乳幼児を抱えた家族が地域の中で孤立することなく充実した生活を営むためにも、保護者支援に焦点をあてた事例を今後も収集すると共に、教育の分野だけにとらわれず、医療・福祉・療育など生活に関係するあらゆる分野からの意見や情報を集め交換し、その中で障害児を持つ保護者支援の在り方や早期教育の在り方についても検討していくことが必要であると考えている。

<文 献>

- 1)阿部厚仁：保護者の今 - 気になる3つの傾向 - . 一般研究報告書「コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助に関する研究 - 早期からの教育におけることばの教室の役割 - 」. 国立特殊教育総合研究所, 39-41 . 2001.
- 2)石山憲二：就学に関する相談 . 前掲書 . 国立特殊教育総合研究所, 31-34 . 2001.
- 3)万年康男：ことばの教室における保護者支援 . 前掲書 . 国立特殊教育総合研究所, 19-22 . 2001.
- 4)清水英子：早期療育における保護者支援について . 前掲書 . 国立特殊教育総合研究所, 27-30 . 2001.
- 5)田中隆司：早期教育・療育への役割 - ことばの教室幼稚部があるということ - . 一般研究報告書「コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助に関する研究」. 国立特殊教育総合研究所, 21-23 . 1998.
- 6)田中隆司：ことばの教室でおこなっている幼稚園への巡回指導 . 前掲書 . 国立特殊教育総合研究所, 23-26 . 2001.
- 7)坪井龍彦：養護学校における早期教育相談の報告 - 他機関との連携を見据えて - . 前掲書 . 国立特殊教育総合研究所, 35-38 . 2001 .
- 8)上田 敏：国際障害分類制定の歴史と課題 . 手話コミュニケーション研究 . 40 . 2001 .